

平成30年2月22日（木）

津島市建設産業部都市計画課（角田、松尾）

電話番号 0567-55-9627

倒壊等のおそれのある空き家の抑制を目的に、解体費補助制度を創設 します

＜事業名＞空家等解体促進費補助事業【新規】

予算額 1,000千円

1 事業概要

当市では、年々増加傾向にある空家問題に対処するため、平成28年度に「津島市空家等対策協議会」を設置し空家対策を協議するとともに、平成29年3月には今後の空家対策の基本的な方針となる「津島市空家等対策計画」を策定しました。

空家の抑制には、まずは空家自体の発生を抑制し、空家となってしまった場合は早期に利活用を図ることが重要ですが、既に老朽化が激しく倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空家（不良住宅）については、速やかに解体することも必要です。

このことから、当市では不良住宅の減少を目的に、不良住宅と認定された空家を解体する際の費用の一部を補助する「空家等解体促進費補助事業」を創設します。

補助の対象となる空家（住居限定）は、住宅地区改良法に基づく「住宅の不良度の測定基準」により不良住宅として認定されたもので、補助額は解体工事に要する費用の80%もしくは20万円のいずれか少ない額となります。

2 予算内訳

空家等解体促進費補助金 1,000千円

*詳細については別紙資料も併せてご確認ください。

3 参考事項

当該事業は国の「社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業、補助率2分の1）」及び愛知県の「愛知県空家等対策推進事業費補助金（補助率4分の1）」を活用し実施します。